

## 55 フォン利用規約

株式会社フォーバルテレコム（以下「甲」という。）は、ご契約電話番号から発信される国内通話（一部除く。）料金割引サービス（以下「55 フォン」という。）を、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）およびその他の法令の規定によるほか、次の条項にて、本契約の御申込者（以下「乙」という。）に提供致します。なお、本 55 フォン利用規約に記載なき事項は、「fit コール」お申し込みにあつての承諾事項によるものとします。また、本 55 フォンは、株式会社メディア（以下「丙」という。）の VPN サービスを利用し提供するサービスであり、本申込みと同時に丙の提供する VPN サービスにも申込みされます。

### < 御客様に提供するサービス >

第 1 条 甲は乙に対し、甲が運営する 55 フォンを甲の責任において契約期間中、有償にて提供致します。乙に提供される 55 フォン内容等は、本「55 フォン利用規約」によるものとします。

### < 利用契約の締結 >

第 2 条 乙が本規約を認証のうえ、所定の申込書を甲に提出した場合には、甲は申込内容を確認のうえ、55 フォンサービス受付の可否を審査し、55 フォンサービス提供不可の場合のみその旨通知致します。

2 . 55 フォン利用規約の成立日は、甲および丙の登録がなされ、所定の接続工事が終了し、使用可能となった日とします。

3 . 甲は 55 フォンサービス契約の申込があった場合でも、次の各号の 1 つに該当する場合には、承諾しないことがあります。

乙が使用する電話交換設備に収容されている回線について、甲の指定する電話サービスが利用できない場合

乙が第一種電気通信事業者等への支払いを現に怠り、または、怠る恐れのあるとき

55 フォンサービス契約の申込を承諾することが甲の業務遂行上または技術上著しい支障があるとき

第一種電気通信事業者の事由により、乙が電話回線の提供を受けられないとき

4 . 前 3 項は、55 フォン利用契約の変更申込の受付並びに承諾にも適用するものと致します。

### < 御客様の権利 >

第 3 条 乙は御申込みされた契約回線から発信される一部を除く国内通話料金割引サービスについて、甲が提供する 55 フォンサービスを定められた料金で本契約期間中受けることができます。

### < 御客様の義務 >

第 4 条 乙は N T T の一般電話通話料とは別に本契約の有効期間中、甲の指定する方法にて、55 フォンサービス使用料金、加入事務手数料等を支払うものと致します。なお、それに伴う手数料は乙が負担するものとします。

第 5 条 乙は申込書の記載事項に変更があったときは、速やかに書面にて変更事由を甲に申し出るものとします。

### < 契約の解約 >

第 6 条 次の場合は、中途解約ができるものとします。解約については、甲が定める書面によって通知するものとします。

乙よりの契約の中途契約

乙の転居、その他の事由により 55 フォンサービスを受けることが不可能になった場合

甲よりの契約の中途解約

乙が料金の支払いを 1 ヶ月以上遅延したとき

乙の 55 フォンサービス利用が 3 ヶ月以上途絶え、本契約を継続する意思が無いと甲が判

断したとき

甲が本契約で乙に提供するサービスの実施が不能となったとき

### < 遅延利息 >

第 7 条 乙が料金の支払を遅延した場合、支払期限に支払うべき料金に対し、年 1 4 . 6 %（1 年を 3 6 5 日とする日割りの計算）の割合により延滞利息を甲に支払うものとします。

### < 契約の有効期間 >

第 8 条 サービスの利用契約の有効期間は、第 2 条第 2 項に定める契約成立日から開始し、その翌日から 1 年間を経過した日に終了するものとします。但し、有効期間満了の 3 ヶ月前までに甲または乙のいずれからも書面による契約満了の意思表示がないときは、この 55 フォンサービス利用契約が更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。

### < 本サービスに関する責任 >

第 9 条 甲は、55 フォン提供にあたり、責任、義務を次のように定めます。

55 フォン利用に関する通話実績、利用内容等について、疑問が生じたときは、甲および乙協議の上、解決するものとします。

甲は前号を除き 55 フォンを利用することにより生じたいかなる疑義、損害について一切の責め、および損害賠償の責任を負わないものとします。

### < 業務委託 >

第 1 0 条 乙は、甲が代金決済およびこれらに付随する事務等を第三者に業務委託することにあらかじめ同意するものとします。

### < 機密保持 >

第 1 1 条 甲は本サービスにより知り得た乙の通話に関する資料、データ、料金等を、法令の規定により提供しなければならない場合を除き、丙または前条に定める業務委託先以外の第三者に開示致しません。

### < 紛争と解決 >

第 1 2 条 本契約に関する紛争については、甲の本社所在地を管轄する東京地方裁判所を第一審の裁判所とします。

### < 協議 >

第 1 3 条 本契約条項に規定の無い事項、または本契約事項に生じた疑義については、甲、乙協議の上、解決するものとします。

### < 契約事項の変更 >

第 1 4 条 甲は本契約条項を変更する事があります。その際は、変更後の契約事項によります。

### 了承事項

私（申込者：乙）は本申込書をもって、「5 5 フォン」に加入申込みします。

（2005 年 3 月 28 日改定）